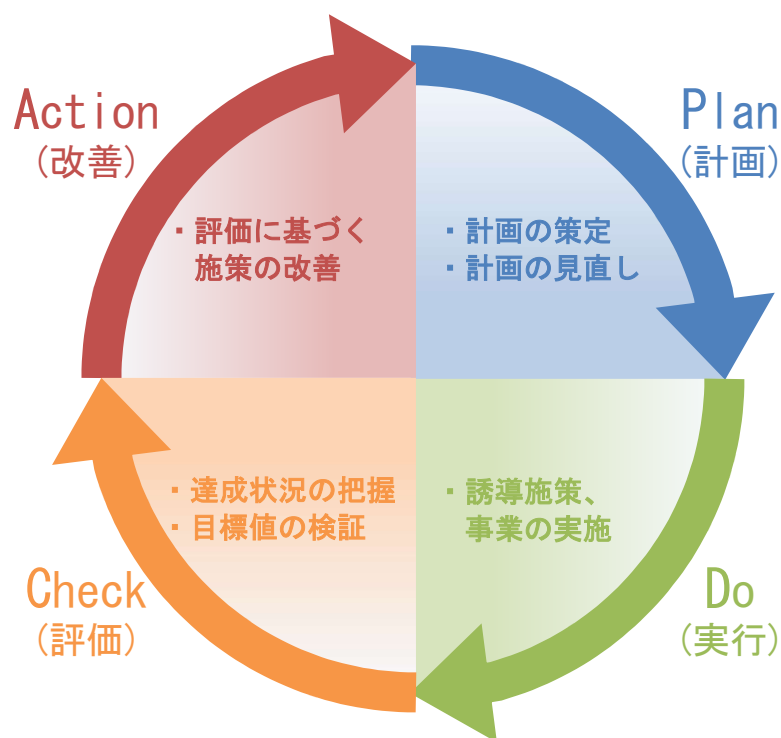


## 第 10 章. 評価方法の設定

- ・本計画は、おおむね 20 年後（平成 52 年度）を展望する長期的な計画ですが、都市計画運用指針では、おおむね 5 年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討し、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされているため、5 年後を目安として計画の達成状況の把握、目標値の検証・評価を行います。
- ・評価の際には、設定した定量的目標値に限らず、都市のコンパクト化を表す指標について、国勢調査や都市計画基礎調査、交通センサス等の最新データを活用した評価も併せて行います。
- ・これらの結果を踏まえ、必要に応じて、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設や誘導施策、目標値等の見直しを検討していきます。



PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ